



INTERVIEW

愛知県弁護士会会長 小川 淳氏

小川 淳（おがわ じゅん）
1960年生まれ。84年3月、早稲田大学政治経済学部（政治学科）卒業。87年10月、司法試験合格。90年4月、弁護士登録・愛知県弁護士（旧名古屋弁護士会）入会。富島・小川・森法律事務所（旧富島法律事務所）入所。

弁護士業界にもIT化の波 「セキュリティ対策を支援」

在野法曹として司法の一翼を担い「人権擁護と社会正義の実現」を使命とする弁護士。グローバル化、少子高齢化、IT化など激動する社会の変化に加え、長引くコロナ禍、ウクライナ侵攻、経済格差の拡大など新たな問題や課題が生まれ、社会から求められる役割はさらに高まっている。2023年度の愛知県弁護士会の会長に就任した小川淳氏は、「会員の一体感を高め、弁護士会全体の活力の向上に意を用いたい」と抱負に力を込める。（聞き手は鬼頭直基・編集顧問）

——会長就任おめでとうございます。抱負をお聞かせください。

小川 4月から1年間、副会長5人と執行部を務めます。愛知県弁護士会は会員約2100人を擁し、多種多様な分野で専門性の高い委員会活動をしており、それが弁護士会の活力の源です。「基本的人権の擁護と社会正義の実現」（弁護士法1条）に向け、委員会活動をより活性化させ、また社会のニーズに適合した活動にするための環境を整えることが私たちの一番の職務です。重責を痛感し身が引き締まる思いです。

次いで、その使命の実行に不可欠な弁護士自治の制度を堅持することも重要です。弁護士による不祥事は社会的信頼を揺るがし、それを放置しては弁護士自治の危機に繋がりがかねません。実効的な不祥事対策も喫緊の課題です。1年間という限られた期間ですが、会員の一体感を高め、弁護士会の活力の向上に力を注ぎたいと考えています。

——愛知県弁護士会の特徴は？

小川 当会の会員数は、東京弁護士会の9000人、第一東京弁護士会、第二東京弁護

士会の各6500人、大阪弁護士会5000人に次ぐもので、比較的まとまりがいい中規模会です。それでもさまざまな価値観や考え方の方が入会する中で、活発な委員会活動を維持していくのは必ずしも容易ではありません。

会員数が増え、裁判の迅速化や質の高い成果を求められるに従い競争が生まれ、弁護士会としての一体感は希薄になりがちです。またメンタルダウンを起こす会員も生まれ、それが不祥事につながりかねない。お互いが切磋琢磨する一方、相互に支え合う支援、相談体制の構築を他会のケースも参考にしながら充実させていきたい。

——コロナ禍で弁護士業務への影響はありましたか。

小川 ウェブ会議システムを使用して法律相談や会議の効率化を図る試みはコロナ禍で一気に進みました。それとは別ですが、裁判手続に関しては、民事訴訟法が昨年改正され、IT活用の諸規定が定められました。民事司法は市民の権利を擁護し、法の支配を社会の隅々に行き渡らせるための公共的インフラであることに留意し、私たちは改正内容や関連実務に習熟し、弁護士業務を市民、企業へのサービス向上に結びつけられるようにしなければなりません。会員に対する研修などを実施してITに習熟してもらうこととなります。裁判所に直に書類を持参、郵送する時代は終わろうとしています。

一方で、情報の送受信に付随するセキュリティ対策を個々の事務所で行うこととなります。昨年、日弁連が「弁護士情報セキュリティ規程」を制定したのに伴い、4月から1年間で各弁護士事務所は、どういう体制を整えるか決めないといけない。そのための研修やノウハウ提供など会員支援も必要で大きな課題です。将来は刑事事件記録も電子情報で授受する方向に変わっていく可能性も大きい。情報管理も問題となります。情報漏えいが生じると、弁護士自治にも影響しかねません。個々の事務所の自己管理が重要です。

——ロシアのウクライナ侵攻1年。名古屋ではウィシュマさんの死亡事件もありました。難民受

け入れなど弁護士会のスタンスは？

小川 出入国管理法の不備や従来の改正案の問題点に関しては、日弁連は意見書や会長声明、また当会は会長声明を出しています。ホームページで参照可能です。個々の単位会も日弁連と連携しつつ市民向けのシンポジウムなどで市民の皆さんに問題点を理解してもらう地道な努力が必要だと思います。

——日弁連は民事法律扶助制度の改革、死刑に代わる刑の提案などに力を注いでいます。

小川 日弁連は今年3月、民事法律扶助制度につき弁護士費用等の償還制から給付制への転換など利用者負担の軽減への取り組みをまとめました。社会的弱者が法的支援を受けようとしても後で返還を求められる制度では利用を控えてしまう点などの改正を求め活動を予定しています。また日弁連は2016年の人権擁護大会で「死刑制度の廃止宣言」を採択すると同時に代替刑として「仮釈放の可能性がない終身刑」あるいは「重無期刑」制度などを提言。昨年11月、「死刑の代替刑の制度設計に関する提言」をまとめました。当会でも2020年末、総会で「死刑廃止を求める決議」を行いました。被害者側に対する支援の拡充とあわせ死刑に代わる代替刑の議論を今後も進めます。また刑事再審の事件が近時全国的に報道されるなか、再審法改正に向けての取組も全国的にみて喫緊の課題です。

——近時、司法試験受験者数が減るなど、「法曹離れ」が進んでいます。

小川 受験者は2003年の4万5000人をピークに2019年4466人と10分の1にまで激減。隠れた司法の危機であり、人材確保は重要な課題です。IT社会を迎え魅力あるさまざまな職種が生まれる中、弁護士業務についても魅力を若者にアピールすることが必要です。当会では4年前から中高生対象に「あつまれ！リーガル女子」の企画を続行。さらに大学生・社会人向けの企画などを強化していきたい。

——ありがとうございました。

